

お年寄り世帯見守りたい員募集



☎・☎ いきいき長寿課☎2126

家族の暮らし方が変わり、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えています。地域や社会から孤立した高齢者は、病気やけがをしても誰にも気づかれず、孤立死に至ってしまうケースが発生しています。しかし、地域に暮らす周りの人々の少しの気づきで防ぐことができる場合もあります。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全に安心して暮らし続けられるよう、皆さん自身が地域を支えるボランティアとして、見守りたい員登録をお願いします。

見守りたい員とは

地域の高齢者を見守るボランティアです。町内在住の中学生以上の方が登録できます。ご自身が高齢者でも問題ありません。

見守るお年寄りとは

たい員の近所に住んでいる、おおむね65歳以上の高齢者が見守りの対象です。

見守りの進め方

生活に負担のない程度で、日常のあいさつや遠巻きのさりげない見守りをお願いします。見守りをしていく中で異変を感じたときは、区長や班長、緊急の場合は警察・消防などにご連絡ください。

たい員登録の方法

町ホームページまたはいきいき長寿課にある申込書に記入のうえ、いきいき長寿課に提出。登録が完了次第、「お年寄り世帯見守りたい たい員証」を交付します。



子どものこころの健康を支えるために



夏休みの終わりなどは環境の変化により、こころのバランスが不安定になりやすい時期です。こころのSOSサインを見逃さないために必要な視点を紹介します。

●行動の変化を観察する

子どもの行動の急な変化は、こころの問題を示しているのかもしれません。学業成績の急激な低下、孤立といった友達関係の変化、過度な反抗や攻撃的な言動などには注意しましょう。

●感情の変化を見逃さない

子どもは自分の感情を言葉で表現するのが難しいことがあります。過度な不安や緊張、悲しみや絶望感、無気力や疲労感などの感情の変化を見逃さないようにしましょう。

●身体の変化に注意する

こころの問題は身体症状として、現れることがあります。頻繁な頭痛や腹痛といった痛み、過食や拒食といった食欲や体重の変化など子どもの様子を観察しましょう。

これらのサインを感じ取ったときは、すぐにその意味や理由を問うのではなく、立ち止まって考えてみましょう。子どもは、自分のことを直接言われると大きく戸惑い、素直な気持ちや感情を示せなくなることがほとんどです。どのような言動であっても、批判や決めつけにならないように、あなたのことを心配しているとそっと伝えてあげてくれることを大事にしましょう。

埼玉県立精神医療センターには、小・中学生の入院する児童・思春期病棟があり、子どものこころの治療に取り組んでいます。現在、子どもたちの療養環境充実を図るためにクラウドファンディングを実施中です。皆様のご支援をお願いします。

詳しくは、二次元コードをご覧ください。

☎ 埼玉県立精神医療センター

☎723-1111



知っていますか？子どもの権利条約

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、1989年に国連で採択され、日本では1994年に批准した、すべての子どもたちがもつ権利（人権）を定めた条約です。子どもたちが毎日幸せに暮らしていくために、条約の基本的な考え方として、次の4つの大切な原則が規定されています。

- 差別の禁止（差別のないこと）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

詳しくは、日本ユニセフ協会ホームページをご覧ください。

☎ 人権推進課☎2241



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会が、子どもからの相談を受け付けます。（秘密は厳守します。）

☎ 8月21日(水)～27日(火)8時30分～19時（土日10時～17時）

相談電話番号☎0120-007-110

※IP電話は接続できません。

☎ さいたま地方法務局人権擁護課☎851-1000

開催します!

「ヤングケアラー・若者ケアラー」 ってなんだろう?

令和6年度伊奈町ヤングケアラー・若者ケアラーを知る会

病気・障がいのある家族等の介護・世話などを行うことで「自分の時間がない…」「疲れて具合が悪い…」「友だちと遊ぶ時間が無い…」といった、悩んでいる子どもや若者がいます。そんな「ヤングケアラー」「若者ケアラー」とは何か。実際にケアを経験した方や伊奈町出身の若者たちと一緒に考えてみませんか?

日 8月8日(木)

14時30分～16時30分

場 総合センター大ホール

- 内 ①伊奈町のヤングケアラー支援に関する取組について
②トークセッション

定 約300名(先着順)

出演者▼

- ・宮崎成悟氏(ヤングケアラー協会)
- ・藤木和子氏(全国きょうだいの会)
- ・高橋唯氏(ケアラー経験者)
- ・中丸葵氏(伊奈町出身/伊奈町魅力発信大使)
- ・三村妃乃氏(伊奈町出身/NGT48)

申 二次元コードから

問 社会福祉課☎2137



知っていますか? ヘルプマーク

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている方が、援助が受けやすくなるように作成されたマークです。

ヘルプマークを身に付けることで、配慮を必要としていることを周囲に知らせることが出来ます。

外見では健康に見えても…

- ・疲れやすい
- ・つり革に捕まり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難
- ・災害時などに、自分で安全に移動することが困難

ヘルプマークを見かけたら…

- ・電車やバス等公共交通機関で、席を譲るなどの配慮をお願いします。
- ・困っているようであれば、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・災害時に、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプマークの配布

場 社会福祉課

内 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

使用例▶ストラップを利用して、かばんなどに着けて使用します。常時着けることも、必要に応じて着けることもできます。

問 社会福祉課☎2122

